

## ○栗原市補助金等交付規則

平成17年4月1日  
規則第39号

### (目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金、助成金及び奨励金(以下「補助金等」という。)の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

### (交付の対象)

第2条 市長は、補助事業の目的及び内容が公益上必要があると認めたものにつき、毎会計年度予算の範囲内で補助金等を交付することができる。

### (交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行にあつては、実施設計書及び図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があつたときは、事業の目的及び内容並びに関係書類等を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の額を決定するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

### (決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付を決定したときは、速やかに、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが不相当と認めたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

### (申請事項の変更届)

第6条 補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、補助金

等の交付の決定後第3条に規定する申請事項に変更を生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき又は前項の報告があったときは、補助金等交付変更決定通知書(様式第4号)により交付決定の内容を変更することができる。

#### (実績報告)

第7条 補助事業者は、事業完了後又は当該会計年度終了後、速やかに補助金等実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (実績報告の審査等)

第8条 市長は、補助事業者等から補助金等実績報告書の提出を受けたときは、関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

#### (補助金等の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付を取り消し、又はその額を減額し、若しくは事業内容の改善を命ずることができる。

- (1) 補助事業者等が第4条第2項の規定による条件を守らないとき。
  - (2) 前条に規定する審査及び現地調査等の結果、補助金等を交付することが適当でないと認められるとき。
  - (3) 補助事業者等が事業を施行せず、又はその事業成績が良好でないと認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この規則に違反する事由があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消し、又はその額を減額した場合において、既に補助金等の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (帳簿及び書類の備付け)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の特例)

第11条 市長は、この規則に定める様式により難い事情があると特に認めるときは、その都度これを変更することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の補助金等交付規則(平成3年築館町規則第4号)、補助金、助成金、寄附金に関する規則(昭和49年若柳町規則第4号)、補助金等交付規則(昭和56年栗駒町規則第9号)、高清水町補助金等交付規則(昭和61年高清水町規則第5号)、一迫町補助金等交付規則(昭和52年一迫町規則第25号)、瀬峰町補助金等交付規則(平成13年瀬峰町規則第14号)、町補助金等の交付規則(平成10年鶯沢町規則第16号)、金成町補助金等交付規則(平成9年金成町規則第18号)、志波姫町補助金等交付規則(昭和46年志波姫町規則第10号)若しくは補助金等交付規則(昭和63年花山村規則第1号)又は解散前の補助金等交付規則(昭和63年栗原地域広域行政事務組合規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号(第 3 条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

栗原市長 様

住所  
申請者  
氏名 ㊦  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度 年度

補助事業の名称

補助事業の目的及び内容

補助事業経費所要額 円

補助事業交付申請額 円

補助事業の着手及び完了予定年月日 着手 年 月 日

完了 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 実施設計書及び図面(工事の施行)
- (4) その他の書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

補助金等交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、栗原市補助金等交付規則第 5 条の規定により通知します。

補助年度 年度

補助事業の名称

補助事業の目的及び内容  
(申請事項を修正した場合は、その内容と理由)

交付決定額  
(申請事項を修正した場合は、その内容と理由) 円

交付条件

- (1) 補助金等交付申請書事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、補助事業変更等承認申請書により届出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。
- (3) その他の条件

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

栗原市長 様

住所  
補助事業者等  
氏名 印  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市補助金等交付規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助金等交付決定年月日 年 月 日 補助金等交付決定指令番号 第 号

補助年度 年度

補助事業の名称

補助事業の変更等の内容及び理由

補助事業の変更後の経費所要額 円

変更後の交付申請額 円

変更の年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 変更実施設計書及び図書
- (4) その他の書類

様式第 4 号(第 6 条関係)

補助金等交付変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金等については、次の  
とおり変更したので、栗原市補助金等交付規則第 6 条第 3 項の規定により通知します。

補助年度 年度

補助事業の名称

補助事業の変更の内容

変更後の交付決定額 円

変更の理由

交付条件

- (1) 補助事業変更等承認申請書事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、補助事業変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。
- (3) その他の条件

様式第 5 号(第 7 条関係)

補助金等実績報告書

年 月 日

栗原市長 様

住所  
補助事業者等  
氏名 ④  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

栗原市補助金等交付規則第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

補助金等交付決定年月日 年 月 日 補助金等交付決定指令番号 第 号

補助年度 年度

補助事業の名称

補助事業の成果

補助事業の経費の決算額 円

補助金等交付決定額 円

補助事業の着手及び完了年月日 着手 年 月 日  
完了 年 月 日

添付書類

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) その他の書類